

補正予算
全会一致で
可決

浸水対策事業の通信線等
の移設に係る補償の補助
金返還556万円

会計検査院は国の補助により市町村の
行った事業が適正に行われたかどうか
検査する機関です。

今回指摘を受けたのは平成26、27年両年
度に県道128号線に埋設する下水道施設
整備に伴い支障となる通信線等の移設に要
する費用(補償)を電気通信事業所に支払っ
た事業です。

会計検査院は補償
費の算定方法が不適
切であったと指摘し、
過大交付されている
補助金の返還を求め
ました。

議会では審議の結
果、留意事項をつけ
て可決しました。
【留意事項】事業執
行の際は関係機関と
連絡・調整を行い慎
重に進めること。

(単位:円)

①事業費総額	②認められない事業費 (国庫補助対象事業費)	③返還額 (②×60%(補助率))
1,727万	927万	556万

該当要件

- ・生活保護を受けている方
- ・前年度又は当該年度において生活保護を停止または廃止された方
- ・市町村民税の課税を受けていない方
- ・児童扶養手当を受給している方
- ・世帯収入が南風原町の基準額未満の方

※その他特別な事情により支援が必要な場合は教育総務課へお問い合わせください。

☎ 889-2620



(関連記事P8)

就学援助制度は経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる子どもの保護者に給食費や学用品費などを援助する制度です。

今回、規則・取扱要綱の改正により、小・中学校一年生に入学準備金として入学前に支給できるようになります。給付時期が1月から3月の間になります。4月の入学前の準備に使うことができますよう支援の幅が広がりました。

なお、就学支援制度は申請が必要です。

入学準備金、入学前に支給

413万円

認定廃止
全会一致で
可決

町道の認定・廃止について

喜屋武387番地を起点とする町道5号線について道路整備事業に伴い、町道の再編を行います。



【認定】



【廃止】